

# コミュニケーション助成事業で地域づくり

自治定住課自治振興係 ☎0824・73・1209



市内のコミュニケーション組織が、宝くじを財源とするコミュニケーション助成事業の採択を受け、備品を整備しました。  
この事業は、地域コミュニケーション活動の促進とその健全な発展を図ることを目的に、一般財団法人自治総合センターが行う事業です。  
令和元年度は1件が採択され、地域のコミュニケーションづくりに役立てられています。

実施団体名	整備備品	事業実施の成果	上段:助成金 下段:事業費
庄原市下高自治振興区	会議用テーブル、椅子、チェアポーター、エアコン	下高自治振興センター会議室に、テーブル・椅子・チェアポーター・エアコンを整備したことで、会議や地域行事での施設利用が促進され、地域の活性化に貢献する。	1,800,000円 1,836,000円

## 現況届を忘れずに！

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童福祉課児童福祉係 ☎0824・73・1192

#### 受給資格

##### ◎児童扶養手当

母親または父親のみで養育しているひとり親家庭、あるいは父または母に代わってその子どもを養育している方に支給。児童の対象年齢は、18歳に達した年の年度末まで。ただし、児童に中度以上の障害がある場合は20歳まで。

##### ◎特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給。

※いずれも所得制限があります。  
※案内が届かない方で、該当すると思われる方は、お問い合わせください。

#### 受付窓口・問い合わせ

児童福祉課児童福祉係  
☎0824・73・1192  
各支所地域振興室・市民生活室  
(西城支所は、しあわせ館内)

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方(所得制限で支給されていない方を含む)は、必要書類や印鑑などを持って、受付期間中に児童福祉課または各支所地域振興室・市民生活室で現況届の手続きを行ってください。  
期間内に手続きをしないと、8月分以降の手当が差し止められるほか、2年間手続きをしないと受給権がなくなりますので、ご注意ください。  
また、児童扶養手当を受けている方のうち未婚のひとり親の方を対象に、臨時・特別の措置として給付金が支給されます。詳細は、現況届郵送時に同封のチラシをご確認ください。

#### 受付期間

◎児童扶養手当  
8月30日(金)まで  
◎特別児童扶養手当  
8月9日(金)～9月11日(水)  
※該当する方には、別途案内を送付します。